

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年5月14日（木） 10:15～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 青森市森の広場
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）  
委員 多田 弘仁（財務部次長）  
委員 加藤 文男（市民生活部次長兼行政情報センター所長）  
委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）  
委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部税理士）
  - (2) 施設所管課（文化スポーツ振興課） 課長 木村 久美子  
副参事 田村 亜希世  
主査 齋藤 優
  - (3) 制度所管課（政策推進課） 副参事 福島 清裕  
主幹 岩淵 寿哉  
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者制度導入の適否について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
  - (1) 指定期間 5年間
  - (2) 利用料金制 なし
  - (3) 募集形態 非公募

7 主な質疑内容

（委員）

施設設置の経緯から、財産区の関係者を指定管理者としてきた点は理解できるが、施設自体は市民のための施設であり、どのような理由で非公募としているのか。

（施設所管課）

指定管理者は、自然保護団体と連携して地域の昆虫や植物を守り伝える活動を行っている。また、施設は幼稚園や小学校の遠足等の場としても利用されており、コミュニティ意識の醸成や市民活動の促進が図られるなど、地域による管理の効果も期待できることから非公募としている。

（委員）

施設には地域施設としての位置付けもあり、地域の方が自ら管理し、地域の子どもたちに地域の良さを伝えるためのイベントを行っていることから、指定管理者制度導入基本方針に掲げる地元住民団体の管理による効果も期待できるため、非公募としても良いの

ではないか。

(委員)

施設管理と地元団体とはできる限り切り離して考えていくべきだとは思うが、これまでの経緯もあり、施設管理と地元団体を切り離して考えることが難しいのであれば、非公募とすることはやむを得ない。

(委員)

単に場所を貸すだけであれば誰でも管理はできると思うが、森の広場は自然に囲まれ、何百種類もの植物が生息しており、山や植物を熟知した地元の方がいてこそ、自然観察会の開催や地域の幼稚園等の遠足を行うことが可能になると思う。